

羽幌町

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度 ～ 令和5年度

目次

第1章 計画の策定にあたって	1-6
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 他計画との関係	
5 人口等の推移と将来推計	
第2章 介護保険制度改正の主な内容	7-8
第3章 高齢者福祉施策の現状と今後について	
1 介護保険サービスの充実強化	9-25
2 地域支援事業の状況	26-34
第4章 計画の理念と目標	
1 基本理念と目標	35
2 目標を達成するための基本方針	36
3 基本方針を達成するための展開	37-43
4 日常生活圏域の設定	44
第5章 介護保険事業の推進	
1 介護保険サービスと見込み	45-52
2 介護保険料の算定	53
3 各所得段階の介護保険料	54
第6章 計画推進のために	55-56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和2年（2020）1月1日の羽幌町の人口は、6,796人で、そのうち高齢者人口は、2,878人で高齢化率は、42.35%であり北海道の平均高齢化率である 31.7%より高い水準となっています。

介護を社会全体で支えあう仕組みとしてスタートした介護保険制度は、少子高齢化に伴う75歳以上の高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、日常生活や介護に不安を抱える方が増えるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後は、今まで増加を続けていた高齢者人口は減少傾向に移行することが予想されますが、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測され、介護サービスを利用する方の増加が考えられます。特に、団塊の世代の方が75歳以上となる令和7年（2025）に向けて、中長期的に介護保険事業を安定的かつ効果的に運営していくための目標を定め、高齢者を地域全体で支える仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「計画」という）を策定します。

※北海道平均高齢化率は、北海道ホームページ「北海道の高齢者人口の状況」より

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するもので、第8期計画を新たに策定するものです。

3 計画期間

第8期計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

4 他計画との関係

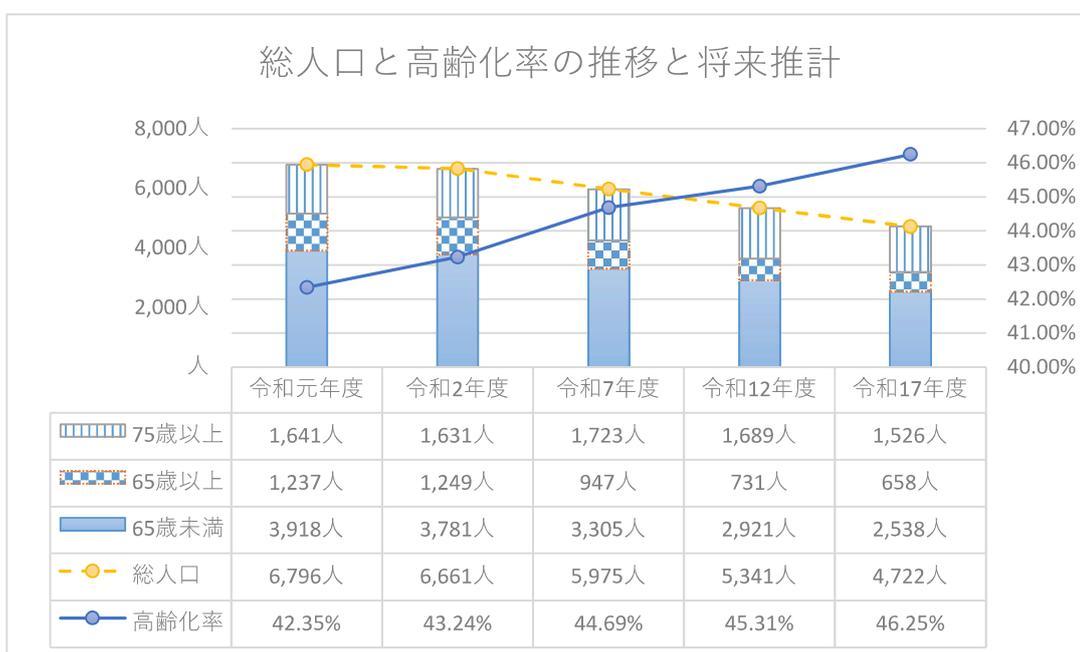
本計画は、羽幌町総合振興計画の基本目標である「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目標とし、その他の関連計画と整合を図りながら高齢者の福祉と介護保険事業に関する取り組みをまとめたものです。

5 人口等の推移と将来推計

① 総人口の推計

羽幌町の総人口は、令和2年（2020）1月1日現在では6,796人となっており今後も減少傾向が続いています。

将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」のデータを使用しています。

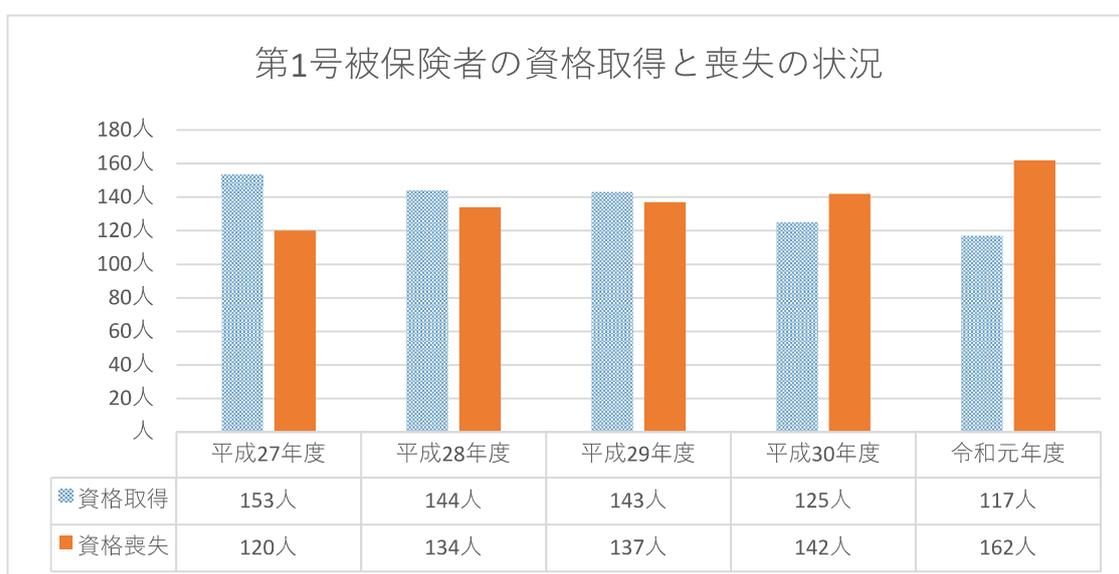
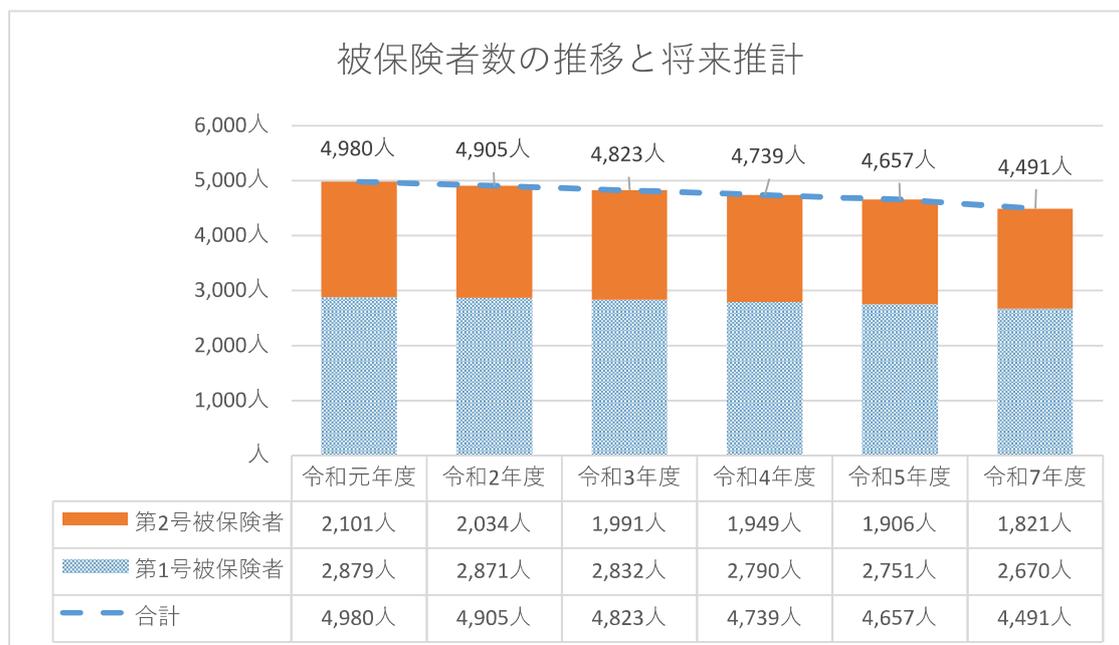


生活支援や介護のニーズが高まる75歳以上の人口は、令和7年に団塊の世代の方が75歳となり増加しますが、その後は緩やかな減少となる見込みです。

なお、担い手である現役世代（65歳未満）の人口は大きく減少していくと見込まれています。

② 被保険者数の推移と将来推計

増加を続けてきた被保険者数は、減少に転じ団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、2,670人になると推計しています。



これまで緩やかな増加となっていた第1号被保険者数は、平成30年度から資格取得者より資格喪失者が増えたことで減少傾向となっています。

③ 要介護・要支援認定者の推移と将来推計

要介護・要支援認定者の将来推計は、過去の要介護認定区分ごとの伸び率を人口推計値に乗じて算出しています。

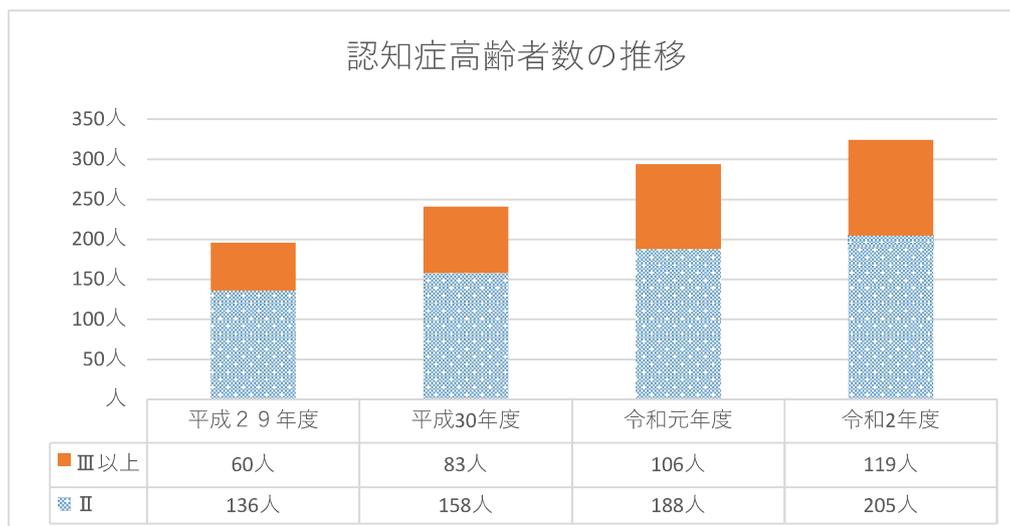
令和元年度から被保険者数は減少していますが、介護保険サービスを必要とする方は増加すると見込んでいます。

このことから、第8期計画では、要介護・要支援者数は微増としています。



④ 認知症高齢者数の推移

令和2年12月末時点の要介護認定者632人のうち、見守りが必要な自立度Ⅱの方と、介護が必要な自立度Ⅲ以上に当たる方は324人で、高齢者人口2,880人のうち11.25%の方が見守りや介護を必要とする認知症状があります。



認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

第2章 介護保険制度改正の主な内容

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本的な指針に即して3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本的な指針は、計画作成上のガイドラインの役割を成しています。

制度改正の要点は、次のとおりです。

(1) 令和7年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7年、更にもその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据え、地域ごとの推計人口から導かれる介護需要等を踏まえて計画を作成する必要があります。基盤整備に当たっては、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備や地域医療構想との整合性をもって計画策定を行う必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である、地域共生社会の実現に向けて、地域包括システムの構築が進められてきました。

今後は令和22年を見据え、包括的な支援体制の構築等、社会基盤の整備と併せて、介護保険制度に基づく地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取り組みを進めるために、今回の制度改正では、様々な介護予防・健康づくり施策の充実・推進が求められています。具体的には、一般介護予防事業の推進については、PDCAサイクルに沿った推進やリハビリテーション専門職の関与、また、後期高齢者医療の保険事業や国民健康保険の保険事業との連携を行うことを求められています。

また、第7期計画からスタートした総合事業について、その対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定、就労的活動支援コーディネーターの配置などの機能拡充、保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防等に資する事業等の推進が求められています。

在宅医療・介護の連携の推進に関する看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえつつ、要介護（要支援）認定者に対するリハビリテーションの目標値の設定など、PDCAサイクルに沿った推進が求められています。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る北海道との情報連携

住まいが多様化する状況の中、介護保険の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえて、これらの介護基盤については、必要に応じて、北海道や近隣の市町村と連携し、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促すことも求められています。

さらに、介護サービス相談員を積極的に活用する等、その質の確保を図ることが求められています。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

これまでの認知症施策を更に推進するため、令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。同大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため認知症施策を進めることが必要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組み強化

地域包括ケアシステムを支える人材確保に向けて、第8期計画の期間においてサービス提供に必要となる介護人材の数等を推計することとされており、それらの介護人材の確保に向けた処遇改善、新規参入や多様な人材の活用促進、介護の仕事の魅力向上を行い、人材確保育成を図るとともに、研修やボランティアポイントの活用などにより人材の裾野を広げることが必要です。

人材確保に重点的に取り組み事項を明確にすることや、介護サービスや地域支援事業に従事する人の要請と就業促進等に努めることが求められています。

介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場の業務効率化の具体的な方策を検討する必要があります。

(7) 災害対策に係る体制整備

災害に対して、日頃から介護事業所等との連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であることから、介護事業所における事業継続計画を定期的に確認し、災害の種類別に避難を要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要とされています。

(8) 感染症対策に係る体制整備

感染症に対する備えとして、感染拡大防止策の周知啓発、平時からの事前準備、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと、介護事業所等の事業継続計画の確認や感染症に対する研修、医療機関等と連携した支援体制の整備を記載するよう求められています。

市町村は、適切な感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が可能となる仕組みの整備について検討することが求められています。

第3章 高齢者福祉施策の現状と今後について

1 介護保険サービスの充実強化

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

要介護者の自立と介護者の介護の負担を軽減するために、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排せつ、入浴の介助などの身体介護や掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	68,778	67,918	87,946
事業量（回）	1,961	1,892	2,588
人数（人）	74	78	89

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としては機能していますが、慢性的な人手不足の状況が続いています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、人材育成や制度改正に即した対応を進めます。

② 訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な要介護者や通所サービスでの入浴が困難な場合、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	442	342	0
事業量（回）	3	3	0
人数（人）	1	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師が居宅を訪問し、主治医との密接な連携と訪問看護計画に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	14,397	15,423	15,514
事業量（回）	213	210	196
人数（人）	36	41	44

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。

現状は事業所の数が少なく、将来的に在宅での看取りが一般的になれば、ますます人材も不足することが予想されます。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な要介護者の家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	2,677	3,040	3,232
人数（人）	27	32	35

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑤通所介護

利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	77,663	89,172	95,286
事業量（回）	955	1,089	1,169
人数（人）	122	113	123

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業として機能しています、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改革に即した対応を進めます。

⑥通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、利用者を自宅から介護老人保健施設や医療機関などへ送迎し、理学療法士や作業療法士による心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援を促す機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	412	1,128	2,654
事業量（回）	5	14	29
人数（人）	1	3	4

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

潜在的ニーズは高いと見込まれますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での提供は困難な状況です。通所介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑦短期入所生活介護

要介護者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	18,780	20,313	23,962
事業量（日）	223	243	275
人数（人）	24	22	24

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としては機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑧短期入所療養介護

要介護者が介護老人保健施設などに宿泊し、看護・医療の管理のもとで食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	74	224	0
事業量（日）	224	1	0
人数（人）	0	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内での提供は困難な状況です。短期入所生活介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑨福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要介護者に対して、特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	11,984	13,068	16,767
人数（人）	94	102	113

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとして機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない腰掛便座や入浴用の椅子などを購入するサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	1,242	764	1,129
人数（人）	2	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとして機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪住宅改修

要介護認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	1,242	764	1,129
人数（人）	2	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑫特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	22,244	18,762	16,898
人数（人）	10	8	7

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増える見込みですが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑬居宅介護支援

要介護認定を受けた利用者が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護にあたる家族を含めた要介護者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
給付費(千円)	27,021	26,527	28,942
人数(人)	170	166	187

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

制度改正等の複雑さから、サービスが事業者によって異なるといった問題があります。

今後は、教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

(2)介護予防サービス

①介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	442	342	0
事業量（回）	3	3	0.0
人数（人）	1	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

②介護予防訪問看護

要支援者に対して、主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり床ずれの手当てをしたり、療養上のお世話と診察の補助を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	3,974	4,055	5,141
事業量（回）	65	63	82
人数（人）	13	15	18

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、よく機能していますが、事業所の数が少なく、今後、国の在宅医療推進に伴い、予防給付の訪問看護に関しても、更なる人材不足となる恐れもあります。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

③介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	340	616	966
事業量（人）	3	4	7

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

利用は少数ですが、事業としてよく機能しています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

④介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	407	829	501
事業量（人）	2	3	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無いことから、利用は極少数です。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑤介護予防短期入所生活介護

要支援者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	1,974	1,403	1,924
事業量（回）	29	21	3
人数（人）	4	4	5

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

今後も制度改正に即した対応を進めます。

⑥介護予防福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要支援者に対して、手すりやスロープなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	2,198	2,006	2,392
事業量（人）	46	44	48

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

今後も制度改正に即した対応を進めます。

⑦介護予防福祉用具販売

基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、例外として、直接、肌にふれて使用する腰掛便座や入浴補助用具などの「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。

特定介護予防福祉用具販売はその購入費を補助するサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	624	235	575
人数（人）	2	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑧介護予防住宅改修

要支援認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	906	649	736
人数（人）	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑨介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している要支援者に対して、介護予防特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うことで、利用者が能力に応じた自立した生活ができるように、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持向上を目指すサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	686	2,277	6,616
事業量（人）	1	2	6

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増える見込みですが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑩介護予防支援

要支援認定を受けた方が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要支援者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	2,985	3,051	3,386
事業量（人）	56	58	64

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

制度改正等の複雑さから、サービスが事業者によって異なるといった問題があります。

今後は、教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、又は連携を密にしながら、定期巡回と随時の対応を行います。

■ 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	3,466	3,088	2,376
事業量（人）	1	2	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内には事業所が無いことから、利用は極少数ですが、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

② 認知症対応型通所介護

認知症の方に対するデイサービス（日帰りサービス）です。

■ 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	598	1,216	429
人数（人）	5	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無いことから、利用は少数ですが、認知症の対象者の増加に伴い今後必要なサービスです。しかし、施設整備や人材確保の問題から町内での整備は困難な状況です。通常に通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

③認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護認定者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受け、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	99,969	103,718	120,978
事業量（人）	35	36	40

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現在、町内では、2事業所（18室×2施設）が運営されています。これにより大きく当面のニーズは解消が図られたと考えられます。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内をみても殆ど対応施設はありませんが、ニーズも低いと見込んでおり、整備の予定はありません。

⑤看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる複合型のサービスです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内でも該当施設がないため利用は極少数です。一体的に各種サービスが提供でき、非常に柔軟な対応が可能なことから、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、施設整備や人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

⑥地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターです。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	3,113	2,139	3,001
事業量（回）	30	19	27
人数（人）	5	4	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に施設がないため利用は少数です。通常の通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

(4)施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理、療養上のお世話をする施設です。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	313,680	314,932	328,032
事業量（人）	197	114	115

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内では24時間巡回型などの包括的なサービス提供が可能な事業者が無いことから、認知症の問題行動等により、従来の在宅サービスでは生活支援が十分に行えなえず、対象者の心身の安全が確保できないと判断されるケースがあり、要介護1又は2の軽度者に関しても施設入所となっている。離島地区を含めて、十分な在宅サービスの供給ができない場面が今後もあると考えられ、同様な状況が今後も続く見込まれます。

②介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者に、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をして、家庭への復帰を目指すことを目的とした施設です。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	32,555	28,071	46,818
事業量（人）	19	10	16

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

③介護療養型医療施設

病状が安定している長期療養患者で、医学的な管理が必要な要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下における機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をする施設です。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費（千円）	7,985	4,822	4,916
事業量（人）	3	1	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

介護療養型医療施設については、今後は生活施設等の新たな機能追加など、内容が見直された「介護医療院」へ転換となります。従来の介護療養型医療施設に関しては平成29年度末で廃止の予定でしたが、経過措置として令和6年3月末までの移行期間が設けられています。

(5)保健福祉事業

①機能維持・向上事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、外出や運動の機会拡大を目的に、町内循環バスや総合体育館を有効活用していただくため、「ほっと号無料乗車券」や「冬季自主運動事業」を実施しています。

また、令和元年度から高齢者向け基礎体力向上講座を実施しています。

■利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
ほっと号（人）	4,456	5,007	5,253
冬季自主運動事業（人）	131	132	181
基礎体力向上講座（人）	-	21	11

※ほっと号に関しては「無料券を利用した延べ乗車人員」ため、ほっと号全体の利用者数とは異なります。

【課題と今後の方針】

運動が体全体の機能改善にとっても有効であります。また十分な利用がされているとはいえません。今後も、運動の重要性などの周知に努めます。

2 地域支援事業の状況

この事業は、要介護状態又は、要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら地域で自立した日常生活が営めるよう、総合相談窓口の開設、在宅医療と介護の連携、認知症施策等の推進とともに、地域の支え合いのネットワークを構築することを目的としています。その中核機関として本町では「羽幌町すこやか健康センター」内に地域包括支援センターを設置しております。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

平成27年度の介護保険法改正により、予防給付のうち「訪問介護」と「通所介護」が新たに「訪問型サービス」「通所型サービス」として、地域の実態に合わせた多様なサービスを提供できるよう地域支援事業へ移行されました。本町では、平成29年度より事業開始しております。

1) 介護予防・生活支援サービス事業

「要支援1」「要支援2」認定者だけではなく、「基本チェックリスト」該当者(事業対象者)も利用できます。

① 訪問型サービス

訪問型サービス(従来の介護予防訪問介護サービス相当)実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
件数(人)	562	504	440
事業支給額(円)	9, 128, 616	7, 987, 792	7, 963, 734

※第1号訪問事業として町が指定した事業所にて実施

② 通所型サービス

通所型サービス(従来の介護予防通所介護サービス相当)実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
件数(人)	1, 017	1, 000	987
事業支給額(円)	24, 353, 220	23, 353, 155	22, 342, 988

※第1号通所事業として町が指定した事業所にて実施

通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
天売地区(延べ人数)	123	113	85
焼尻地区(延べ人数)	61	57	58

※羽幌町社会福祉協議会へ事業委託 (場所: 天売・焼尻高齢者支援センター)

③介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

要支援者や事業対象者に対して総合事業によるサービス等を適切に提供できるようにケアプランを作成しています。(地域包括支援センターが実施)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域包括支援センター(件)	905	795	702
居宅介護支援事業所委託(件)	13	0	0

【課題と今後の方針】

天売・焼尻地区は、専門職の確保が難しいため、人員等基準を緩和したサービスを実施し、通所による介護予防の場を確保していきます。

2)一般介護予防事業

「要支援」認定に関わらず、全ての高齢者とその支援のための活動に関わる人が対象です。

①介護予防普及啓発事業

健康運動指導士等の講師による介護予防の知識普及を目的とした講演会を開催しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数(回)	1	1	1
参加人数(人)	43	43	14

②地域介護予防活動支援事業

町内の介護予防を目的とした自主グループに対する活動支援(出前講座)を実施しています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
出前講座	99	1,795	96	1,825	50	800

【課題と今後の方針】

介護予防講座については健康運動指導士による「運動機能向上」のための講話と実技指導等を今後も実施します。

地域での介護予防に関するボランティア等の人材を育成します。また、身近な地域を基盤とした介護予防に資する地域活動組織の支援を行います。

(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

①介護予防ケアマネジメント事業

平成29年度より、総合事業の第1号介護予防支援事業を実施しています。

また、平成18年度より、地域包括支援センターでは、介護予防支援事業所の指定を受け、要支援1または要支援2の認定を受けた方が、サービスを適切に利用し、在宅生活を継続できるようケアプランの作成や、介護予防サービス事業所への連絡・調整、評価を行っています。

【介護予防支援の実施状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
延べ件数(件)	651	664	775
再掲(委託件数)	17	22	27

【課題と今後の方針】 居宅介護支援事業所への業務委託が、制度上、可能ですが、町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が不足しているため、町外でのサービス利用対象者のみ委託しています。

②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における様々な関係者のネットワーク化を推進し、地域の高齢者の実態把握に努めるとともに、総合的な相談・支援事業を実施します。

【総合相談支援事業の実施状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
総合相談(件)	1,089	765	1,000

【課題と今後の方針】

平成30年度より、「社会福祉士」を配置し、「保健師」「主任介護支援専門員」との3職種での相談支援事業を実施しています。

医療機関や警察署、消防署、町内会、民生委員、社会福祉協議会、役場内の他の部署等、地域ネットワークを通じた相談も増加しており、これらの関係を強化するなど、総合的な相談機能の充実を図ります。

また、介護だけではなく、引きこもりや経済的な課題等、家族が複合的な課題を抱えている場合もあるため、専門機関へつなぐとともに、地域福祉の支援体制構築を進めていく必要があります。

③権利擁護事業

実態把握及び総合相談の過程において、権利擁護の支援が必要な場合は、成年後見制度などの活用に向けた情報提供及び支援を行います。

※成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法的に保護し、支援する制度です。

低所得の方に対して、成年後見制度の申立費用や、後見等報酬の助成を行います。

【虐待、消費者被害、成年後見制度利用等に係る相談状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実人数	5	21	15

【市民後見人養成講座修了者】

※市民後見人とは、専門的な資格がなくても、成年後見に関する一定の研修を受講することで、町が推薦し、家庭裁判所から選任されると後見人等になることができます。

同じ地域で生活する市民として、高齢者等の意思決定を尊重し、権利擁護を担っていくことが期待されています。

	平成26年度	令和元年度
修了者数	10	12

【市民後見人養成講座修了者学習会・フォローアップ研修】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
回数	4	3	2
出席者数	59	24	27

【課題と今後の方針】

平成26年度には市民後見人養成講座を実施し、平成28年度からは市民後見人の会が設立され、学習会等も定期的開催されてきました。平成30年度には「成年後見実施機関」を社会福祉協議会へ委託し、新規開設された『生活支援相談センター』にて、広報、相談、利用者支援、市民後見人のフォローアップ研修が行われています。また、社会福祉協議会では、令和元年度に法人後見事業を立ち上げ、今後は、後見支援員として市民後見人が活動できるよう人材の育成と支援に努めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネージャーとの連携を図り、総合相談からの引き継ぎや、支援困難ケースの相談、研修会等の開催により、ケアマネジメントの後方支援を行います。

町内の介護支援専門員連絡会議は単独開催せず、「在宅医療・介護連携推進事業」にて合わせて実施しております。

【課題と今後の方針】

介護支援専門が抱えている困難事例に対して、個別に支援していくとともに「地域ケア会議」等で地域の課題として関係機関で解決方法を検討する場を設けていきます。

(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)

平成30年度から開始した事業です。

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するための事業です。

町内の地域の医療機関、介護事業所のリストを作成し、総合相談や講演会で配布しました。また、「入院時情報提供シート」を作成し、活用することで、医療機関と担当介護支援専門員が、早期に退院に向けての課題整理や、準備ができる体制整備を構築しています。

町内の医療機関と介護事業所の関係者の研修会を開催し、お互いの機能を知り、地域の課題と解決策を協議するなかで、町民向けの講演会を企画、実施しました。

【研修会】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
回数	6	6	3
出席延べ人数	108	110	52

【町民講演会】

	平成30年度	令和元年度
テーマ	「みんなで支え合おう羽幌町」	「介護者と家族が安心して生活できる町づくり」
参加人数(人)	131	111

【課題と今後の方針】

定期的に研修会を開催することで、町内の医療機関と介護事業所で「顔の見える関係」ができ、日頃の相談や連携が促進されてきたと評価できます。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、町民を対象とした講演会は開催しておりません。

今後も高齢者が希望した場所で、安心して暮らしていくことができるよう継続した取り組みが必要です。その中で明らかになった地域課題について検討し、施策化できるよう「地域ケア会議」を活用していきます。

②生活支援体制整備事業

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、町が中心となって、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉協議会、介護サービス事業所、高齢者事業団、老人クラブ、商工会、民生委員等と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とした事業です。

地域包括支援センターの保健師1名を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」として配置しています。また、町内の団体等が参加する会議を開催し、高齢者を取り巻く、地域の課題について協議しています。

焼尻地区については、高齢者宅の除雪の担い手不足の課題について話し合いの場を設け、一部、町内会で受託してもらうことになりました。

【課題と今後の方針】

町内の一人暮らし高齢者は864人で、高齢夫婦世帯は627世帯あります。(令和2年9月現在) 地域の中で孤立することがないように、日頃からの交流、見守りが必要になってきますが、取組には、地区の特性によってもそれぞれ課題があります。

今後も統計資料だけではなく、地域包括支援センター業務の総合相談、訪問支援、居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの情報、各種ネットワーク会議等から把握できる課題を集約するとともに、地域の中で活動の場を求めている高齢者の方々に対して、情報発信をしていきます。

③認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らしていただけるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備をはかることを目的とした「認知症初期集中支援推進事業」と認知症の容態の変化に応じて、効果的な支援が行われる地域の体制を構築し、認知症ケアの向上を目的とした「認知症地域支援・ケア向上事業」があります。

・認知症初期集中支援チーム

【チーム員会議】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
回数	2	1	6

・認知症地域支援推進員 保健師1人配置(地域包括支援センター職員兼務)

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
認知症サポーター	2	36	0	0	0	0

【課題と今後の方針】

高齢者の単身世帯の割合は、全世帯の25%を占めており、認知症の初期段階からの支援が課題となっております。高齢者だけでなく、地域住民全体が認知症に対する理解を深め、早期対応をはかるとともに、地域の見守りや支援の輪を広げていくことが必要です。「認知症サポーター養成講座」は、町の広報誌等を通じて周知し、町内会や職域単位で開催していきます。

④地域ケア会議推進事業

個別の課題解決を目的とした会議と、地域全体の課題解決のための会議を行います。

そのことによって、町内の介護支援専門員の資質の向上をはかり、高齢者の自立支援を進めていきます。また、地域全体の課題を協議することにより、新たなサービスの開発や、支え合いの仕組みを創ることで、高齢者が地域で自立し、安心・安全な生活ができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

本町では、「除雪サービスの利用」「養護老人ホーム措置入所」についても地域ケア会議を開催しています。

【地域ケア会議開催】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
回数	7	4	6

【課題と今後の方針】

個別ケースの会議を開催していますが、地域全体の課題解決のための会議にはつながっていません。今後は、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」等から見えてきた課題を整理して、事業化・施策化を目指します。

2 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

(1) 高齢者福祉サービスの推進

① 生きがい活動支援通所事業

要介護の方が利用する通所介護事業の供給体制が整わない天売・焼尻地区で週2回、実施しています。

【生きがい活動支援通所事業の実施状況】

天売地区

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実施回数	87	92	92
利用実人数	5	4	5
利用延べ人数	36	31	41

焼尻地区

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
実施回数	89	91	91
利用実人数	4	3	3
利用延べ人数	42	31	33

【課題と今後の方針】

社会福祉協議会に委託して実施しています。離島という地理的条件もあり、専門職の確保が難しいため、今後も民間サービス事業者の参入は難しい状況です。集いの場として介護予防の大きな役割を果たしていることから、今後も継続していきます。

② 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急通報装置による緊急時の適切な救護体制をとるための事業を実施しています。

設置料金は無料、通話料は自己負担となっています。

【緊急通報システム事業の実施状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
設置件数(固定型)	25	20	16
設置件数(携帯型)	19	15	17
うち 市街地区	(38)	(31)	(30)
うち 天売地区	(4)	(2)	(1)
うち 焼尻地区	(2)	(2)	(2)

【課題等今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話回線を持たない家庭も増えてきており、固定型の機器が設置できないケースがあったことから、平成27年度より携帯電話型の機種を導入しています。今後も、制度の周知に努め、サービスの向上を目指します。

③ 除雪サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は老人夫婦世帯を対象(非課税世帯)に、玄関前の除雪を実施しています。

【除雪サービス事業の実施状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
市街地区(利用世帯)	67	72	71
天売地区(利用世帯)	5	3	2
焼尻地区(利用世帯)	9	9	9

【課題等今後の方針】

サービスの性質上、手作業が主となるため、対応できる事業者や協力者が限定されてしまいます。現在、市街地区は高齢者事業団によるサービスに頼っている状況にあります。また、離島地区に関しても、特に焼尻地区の高齢化率が高く、担い手も不足している状況にあります。今後、特にサービスが必要となる後期高齢世代の急増に反比例し、60代の世代が減少していく傾向となるため、将来的な供給力確保に向けた検討を進めます。

④はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

警察署、消防署と協働しながら、町内各関係機関、団体、民間法人等の協力でネットワークを構築し、はいかい等で高齢者が所在不明となった場合に、捜索協力や情報提供をお願いし、早期発見に努めます。

【協力事業所数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
事業所数	30	30	30

【課題等今後の方針】

今後も、認知症の患者数増加が予測されるなか、行方不明時の早期発見と安全な保護ができるよう事業の周知をはかる必要があります。また、ネットワークがいつでも、十分に機能するために、構成員が定期的に課題や改善点を話し合える場をつくります。

(2)地域生活支援体制の整備

①地域のふれあい・交流の推進

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動への支援や各種敬老事業を実施していきます。

②生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者のニーズに応じた様々な分野の学習活動や文化活動などの機会を提供することで、高齢者の学びの意欲に応え、さらに学びの意欲を増進するための取組を推進していきます。

第4章 計画の理念と目標

1 基本理念と目標

2025年(令和7年)に、団塊の世代全てが75歳以上となります。当町では、人口推計によると、この時期に75歳以上(後期高齢者)人口のピークを迎えると見込んでいます。高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境をつくるとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

また、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防・生活支援」を一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく必要があります。

これらの町の状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、第5期羽幌町老人福祉計画・介護保険事業計画で「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目指し設定した、4つの基本理念を継承し、その基本理念に基づき設定した、より具体的な基本目標の達成に向けて努力します。

基本理念

- ◎ すこやかな高齢期をすごすための介護予防の推進
- ◎ 自立支援と重度化予防を目指したサービス提供の推進
- ◎ 町民とともに育てる地域型活動の推進
- ◎ 生きがいとうるおいのある環境づくりの推進

基本目標

- 基本目標1 地域に根ざした支援体制の推進
- 基本目標2 地域包括ケアシステムの充実
- 基本目標3 健康寿命の延伸

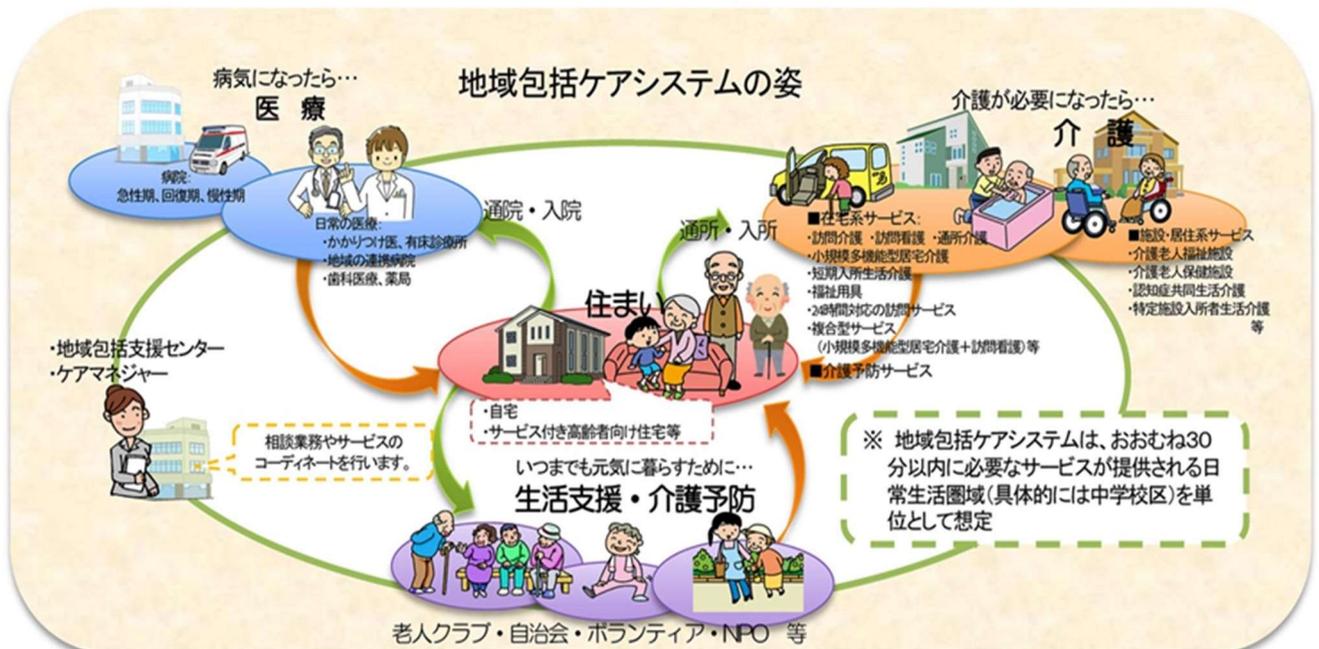
2 目標を達成するための基本方針

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着実に取り組み、目標の実現を図るため、以下の基本方針を掲げ総合的に施策を推進します。

基本方針

- (1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実
- (2) 健康づくり・介護予防の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (4) 医療と介護の連携
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 高齢者の権利擁護対策
- (7) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (8) 生きがいづくりの推進
- (9) 生活環境の整備
- (10) 災害・感染症に対する整備

地域包括ケアシステムの姿(厚生労働省)



3 基本方針を達成するための展開

(1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険をはじめとした生活支援サービスの提供と、居宅での生活が困難になった場合のために、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実を図ることにより、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービス体制整備を進めます。

①居宅(介護予防)サービス

要介護・要支援と認定された在宅の方を対象に、介護支援専門員(ケアマネージャー)等が作成する介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供される、各種介護(予防)サービスです。

平成31年度に、民間事業所の廃止を受け、町直営の居宅介護支援事業所を開設しました。町全体として介護従事者不足等の課題がありますが、自立支援、重度化予防の観点から必要なサービスを適切に提供できるよう努めます。

②地域密着型サービス

町内には、地域密着型サービスとして「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が2か所あり、認知症の方が少人数で家庭的な雰囲気の中、交流しながら共同生活を送っています。在宅生活と同様に地域とのつながりが持てるよう、運営推進会議を通じて進めていきます。

③施設サービス

町内には、特別養護老人ホーム「しあわせ荘」(110床)があります。平成27年度の介護保険法改正により、入所対象者は原則として要介護3以上の中、重度の認定者となりました。在宅生活が困難な方に対して安全で安心できる介護と生活環境の提供と共に看取りケアについても検討していきます。

④保健福祉事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、「機能維持・向上事業」の充実に努めます。

⑤高齢者福祉サービス

「緊急通報システムの設置」、「除雪サービス」「養護老人ホーム措置入所」等介護保険以外の事業を実施します。

また、民間介護サービス事業所の参入が難しい離島地域においては、高齢者支援センターを拠点とした「生きがいデイサービス」や「移送サービス」等のニーズに即したサービス提供に努めます。

(2)健康づくり・介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、要介護状態にならないためには、疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

管内や町内の各医療機関及び医療関係者との協力体制のもと、次の事業に取り組みます。

①健康健診の実施と推進・重度化予防

特定健診を実施するとともに、受診率向上の取組を行い、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や早期発見に努めます。

特に医療費が高額となる人工透析患者の増加を防ぐため、医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる保健活動を推進します。

また、死亡原因として多い病気である「がん」の早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診や女性を対象に骨粗鬆症健診を実施します。

②健康教育による普及啓発

健康教育は健康づくりや疾病の予防について知識の普及を図ることにより、健康に対する意識の向上による、健康の保持増進を図ることを目標としています。

すこやか健康センターの調理室を活用した調理実習や、健康づくりに関する出前講座を実施するなど、高齢になってもいきいきと暮らしていけるよう健康づくりについて普及啓発していきます。

③健康相談の実施と推進

健康相談は心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い健康管理を実践することを目的として、随時行っていきます。

④予防接種の実施と推進

死亡原因として多い、肺炎の予防を図るため予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌ワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を実施し、疾病の発症や重傷化予防を図ります。また、令和3年度からは、新型コロナウイルスワクチンの接種についても、体制を整えて進めて行きます。

⑤介護予防事業の推進

医療機関、保健、介護担当者が個人情報に配慮しながら高齢者の健康課題を共有し、要介護状態の前段階(フレイル)の対象者に対して介護予防事業を一体的に展開することで、健康寿命の延伸に努めます。

⑥介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービスについては、基準緩和サービスの検討や、ボランティア団体等の多様な提供体制による受け皿の確保を目指します。

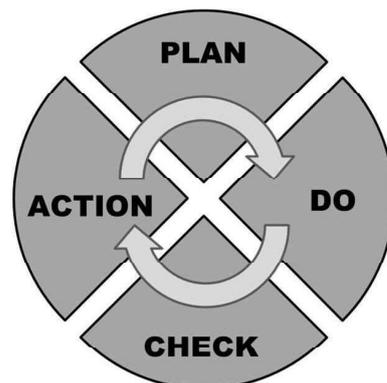
○一般介護予防事業の推進

健康寿命の延伸と高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活し続けることができることを目指し、介護予防に関する普及啓発や町民の自主的活動への支援を行います。

事業実施にあたっては、健康運動指導士等の専門職が関わり、評価の基準を定め、「PDCAサイクル」に沿って推進していきます。

※PDCAサイクルとは、「計画」→「実行」→「評価」→「改善」を繰り返して事業を実施して行くことです。

計 画	事業内容、数値目標等を定めます。
実 行	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
評 価	計画の進行管理、実績報告により評価をします。
改 善	必要があれば、計画・事業の改善を実施します。



(3)地域包括ケアシステムの深化・推進

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

① 地域包括支援センターの機能充実と適正運営

後期高齢者の人口のピークを迎える2025年に備え、介護予防の推進と地域のネットワークの構築を進めます。「羽幌町地域包括支援センター」が十分に機能していくために、業務整理と改革、適切な人員体制を整備していきます。

② 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターを中心に、個別ケースの担当者、関係者による地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化予防や課題解決のための手法を蓄積し、地域の介護支援専門員の資質向上をはかっていきます。また、個別ケースから把握された地域の課題を解決することを目的とした政策的な地域ケア会議を開催し、新たな地域資源の開発やネットワーク構築を推進していきます。

③地域共生社会の取組

高齢者支援の中で把握した、若年層の引きこもりや、経済的課題など多様化、複雑化している課題に対して、制度や分野の枠をこえて支援方法を検討していきながら「地域共生社会」の創造につなげていきます。

(4) 医療と介護の連携

地域包括支援センターが中心となり、医療、介護関係者が協議と研修を重ねることで、高齢者のライフサイクルに沿って、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の各場面において医療と介護を切れ目なく、一体的に提供できる体制をつくっていきます。また、総合相談や、地域ケア会議で明らかになった在宅医療、介護連携の課題解決に取り組むとともに、救急・災害対応、認知症、生活体制整備等他の事業とも連動して事業展開します。

町民を対象とした講演会を開催し、地域医療と介護のあり方、自己決定について普及啓発を進めます。

医療と介護の連携の方法として、個人情報保護の徹底をはかった上で、ICT(情報通信技術)の活用についても検討していきます。

(5) 認知症施策の推進

認知症は誰でもなりうるものであり、高齢化の進行とともに、増加していくことが見込まれています。このような中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制の整備・強化を図ります。

① 相談窓口機能の充実

地域包括支援センターでは支援が必要な方への総合的な相談対応を行うとともに、各種制度の申請受付を行っています。今後も、相談者の状況を的確に把握し、きめ細やかな相談対応や利用者が必要とする情報提供に努めていきます。

② 認知症初期支援等の体制の充実

地域包括支援センターをはじめ、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携して、認知症の早期発見と対応を行うため、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」などの体制強化をはかります。

③ 認知症の「共生」と「予防」

認知症地域支援推進員を中心として、地域の認知症に対する理解を深めるため「認知症サポーター」の養成と、「チームオレンジ」の組織化に努めます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味

(6) 高齢者の権利擁護対策

一人暮らしの高齢者が認知症により判断能力が不十分になった場合、適切な医療や介護サービスを受けることが困難であったり、消費者被害や孤独死などの多くの問題に直面

することが心配されます。また、家族が地域で孤立することにより、高齢者虐待の実態が見えにくくなる危険性があります。地域での見守りと、相談体制を厚くすることで、早期発見と対応をはかり、高齢者が尊厳のある人生を全うできる町づくりを進めていきます。

①成年後見制度利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し支援する制度です。家庭裁判所に選任された後見人等が本人の残存能力を活用しながら、自己決定を尊重し、財産(金銭)管理や介護サービスや施設入所に関する契約などを行います。

この制度を地域に広め、適切に活用されていくために中核機関を設置します。

中核機関は、町(高齢者担当・障害担当)と成年後見実施機関を委託している羽幌町社会福祉協議会とが協働し、以下の機能を推進していきます。

- ・広報機能
- ・相談機能
- ・成年後見制度利用者支援機能(市民後見人の育成など)
- ・後見人支援機能(後見人への相談支援など)

また、成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、町長申立を実施するとともに、低所得者に対しては、申立費用や後見報酬の一部を助成します。

②高齢者虐待防止事業

高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれるのを予防、及びその様な状態からの改善を図るため、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発や相談事業、各種関係機関との協力体制の整備を行います。

(7)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による、「家事」「食事」「外出」など重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

① 社会福祉協議会との連携

町と社会福祉協議会が連携し、元気な高齢者をはじめ幅広い世代の地域活動への参加意欲の掘り起こしを図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、新たな地域人材の発掘・育成を推進します。

さらには、町民がボランティア活動へ参加する機会の提供や、ボランティアの育成に取り組む社会福祉協議会の運営を支援します。

② 多様な事業主体と連携

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置」などの生活支援体制整備事業の整備・検討を進めます。

③ ネットワーク構築

介護サービス事業者のほか、保健・福祉・医療分野や住民組織など、様々な関係者との繋がりを築き、地域全体で高齢者の課題に対応できる体制の整備に努めます。

(8) 生きがいづくりの推進

高齢期を生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後とも高齢者の生きがい・仲間づくりを推進していくとともに地域で気軽に通える場の提供を行う必要があります。

① 老人クラブへの活動支援

高齢者同士の交流や生きがいの推進、地域活動への参加を促すべく、各種活動に取り組む町内の各老人クラブの活動に対して支援を行います。

② 福祉バス・循環バス(ほっと号)の運行

老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与する活動等のために、福祉バスを運行します。

また、高齢者等の通院や買い物等を支援し、社会参加の機会の促進を図るため、町内循環バスの運行を行うなど、地域交通の改善や整備に努めます。

③ 老人憩いの家・老人福祉センター

老人憩いの家や老人福祉センターを設置し、レクリエーションなどを通じて交流の場を提供します。

④ 高齢者事業団

高齢者の知識と経験を生かし、高齢者の自立を図り、社会的・経済的地位の向上を目指すと共に、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献する機会の確保を図るため、高齢者事業団の活動に対して支援を行います。

⑤ 高齢者大学(いちい大学)

自己充実や生きがいづくりを支援するとともに高齢者の多様な学習ニーズに対応する機会を提供します。

⑥ 趣味やスポーツ、特技を生かした活動

サークルへの高齢者の参加促進や、体力づくりの機会の提供を推進し、教養の向上や健康の増進を促します。

(9)生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して生活できる環境の整備が必要です。特にひとり暮らし高齢者などには大きな負担となっている、冬期間の除雪に対する支援や、高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境を目指し、さらには、災害時における高齢者の避難支援の強化を図ります。

①冬期間の生活環境の整備

除雪労力の確保が困難な世帯に対し、日常生活の維持と事故防止のため、避難経路（玄関口）の確保を行います。

②災害時における避難支援

災害の発生に備えて、自力避難が困難な高齢者が災害時に迅速な避難ができるよう、避難支援体制の強化の一環として、避難行動要支援者支援制度の対象者名簿の作成や関係機関等との情報共有、制度の普及啓発、地域の自主的な取組を促進します。

③福祉避難所の確保

災害発生時に、一般避難所では生活が困難な要介護度の高い施設入所者へ対応するため、留萌管内の介護施設と相互の協定を継続します。

④住まいの確保

除排雪等の高齢者の住環境に配慮した設計の公営住宅の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住宅計画で別途詳細に課題や目標を十分整理検討したうえで、地域生活の基盤となる住まいの整備を進めます。

⑤生活環境の整備

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合の住宅改修費助成や、福祉用具の紹介など、高齢者の身体状況に合わせた生活環境を構築するため、必要に応じて地域包括支援センターなどにより相談を実施し、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化の防止を図ります。

(10)災害や感染症に対する整備

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、介護事業所や通いの場を運営している団体の方々は、新たな対策や工夫等努力をされております。途切れることなくサービスを提供できるよう地域全体で災害や感染症に備え、取組む体制を作っていきます。

4 日常生活圏域の設定

羽幌町は留萌管内の中心に位置し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町、西は日本海に面しており、海上24kmに日本最北の国立公園(暑寒別天売焼尻国立公園)に指定されている天売島、焼尻島を有している自然豊かな町です。

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内を3つ(市街・天売・焼尻)の日常生活圏域として設定します。

第5章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスと見込み

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの利用見込み

第8期計画期間及び令和12年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加等を勘案し、次のように見込みます。

おおむね全てのサービスを増加傾向として算出していますが、第7期計画と同様に短期入所生活介護に関しては、新たな施設の整備の予定もないことから、頭打ちの見込みとしています。

しかし、介護サービスの入り口にして在宅生活存続の上で必須のサービスである、住宅改修費と福祉用具(レンタル・購入)に関しては、近年の状況を勘案して大きく増加すると見込みました。

また、町内で施設整備が見込めない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、事業参入が進んでいる都市部施設の利用があることから、特定施設入居者生活介護の増加を見込んでいます。

□居宅サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
訪問介護	回/月	2,620	2,739	2,787	2,849
	人/月	90	93	94	96
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
訪問看護	回/月	196	198	202	212
	人/月	44	45	46	48
訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	35	36	37	38
通所介護	回/月	1,144	1,162	1,186	1,199
	人/月	121	123	126	127
通所リハビリテーション	回/月	29	29	29	29
	人/月	4	4	4	4
短期入所生活介護	日/月	275	275	302	290
	人/月	24	24	26	25
短期入所療養介護 (老健)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	104	107	108	110
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	3	3
住宅改修費	人/月	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	7	7	7	8
居宅介護支援	人/月	174	176	180	183

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型サービスの利用見込み

第8期計画期間及び令和12年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

第8期計画期間中において、新たな施設整備の予定がないことから横ばいとして見込んでいます。

□地域密着型サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	3	3	3	3
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	34	34	34	34
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	28	28	28	28
	人/月	3	3	3	3

資料：厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

③施設サービスの利用見込み

第8期計画期間及び令和12年度における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

現在、本町における施設整備に関しては、一定状態で充足しているの見込まれ、第8期計画期間内についても、現状を維持し対応していきます。

ただし、「医療計画との整合性」又は「介護離職ゼロ政策」等の国策との整合性を確保するため、施設間の利用見込み者数の調整や、利用見込み者数の上積みなどを行っています。

なお、介護療養型医療施設は、令和6(2024)年3月で廃止となり、介護医療院へ転換されることとなります。

□施設サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護老人福祉施設	人/月	115	115	115	125
介護老人保健施設	人/月	14	14	14	17
介護医療院	人/月	0	0	0	1
介護療養型医療施設	人/月	1	1	1	-

資料：厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

(2) 予防給付事業

① 介護予防サービス

第8期計画期間及び令和12年度における予防給付サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、利用者の増加に伴うサービス量の増加等を勘案し、次のように見込みます。

□介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護予防訪問介護	人/月	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	83	83	83	83
	人/月	18	18	18	18
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	7	7	7	7
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2	2	2	2
介護予防短期入所生活介護	日/月	31	31	31	31
	人/月	5	5	5	5
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	48	48	49	50
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	3	3	3	4
介護予防住宅改修	人/月	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	6	6	6	6
介護予防支援	人/月	64	65	66	66

資料：厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型介護予防サービス

第8期計画期間及び令和12年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、利用者の増加に伴うサービス量の増加等を勘案し、次のように見込みます。

□地域密着型介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	2	2	2

資料：厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

(3)介護保険サービス事業費の給付見込み

① 介護給付事業費

第8期計画期間及び令和12年度における介護給付事業費の見込みは、次のとおりとなっています。

□居宅サービス

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
訪問介護	89,712	93,702	95,427	97,594
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	15,646	15,920	16,281	17,024
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,250	3,381	3,468	3,556
通所介護	93,818	95,180	97,307	98,274
通所リハビリテーション	2,676	2,678	2,678	2,678
短期入所生活介護	24,152	24,165	26,685	25,497
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	14,766	15,147	15,252	15,572
特定福祉用具購入費	1,338	1,338	1,338	1,338
住宅改修費	2,427	2,427	2,427	2,427
特定施設入居者生活介護	17,318	17,328	17,328	19,968
居宅介護支援	26,695	27,037	27,721	28,151
計	291,798	298,303	305,912	312,079

資料：厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型サービス

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,403	2,404	2,404	2,404
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	103,295	103,352	103,352	103,352
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3,024	3,026	3,026	3,026
計	108,722	108,782	108,782	108,782

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

□施設サービス

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護老人福祉施設	328,080	328,262	328,262	357,638
介護老人保健施設	45,786	45,811	45,811	48,598
介護医療院	0	0	0	4,956
介護療養型医療施設	4,953	4,956	4,956	—
計	378,819	379,029	379,029	411,192

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護給付費合計	779,339	786,114	793,723	827,097

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

②予防給付費

第8期計画期間及び令和12年度における予防給付費の見込みは次のとおりとなっています。

□介護予防サービス

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,246	5,249	5,249	5,249
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	959	959	959	959
介護予防通所介護	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	508	508	508	508
介護予防短期入所生活介護	1,959	1,960	1,960	1,960
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,422	2,422	2,458	2,522
特定介護予防福祉用具購入費	575	575	575	575
介護予防住宅改修	736	736	736	736
介護予防特定施設入居者生活介護	6,704	6,708	6,708	6,708
介護予防支援	3,425	3,480	3,534	3,534
計	22,534	22,597	22,687	22,751

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型介護予防サービス

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,529	5,532	5,532	5,532
計	5,529	5,532	5,532	5,532

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
介護予防給付費合計	28,063	28,129	28,219	28,283

資料:厚生労働省・第8期介護保険事業計画ワークシート

2 介護保険料の算定

第8期計画期間（令和3～5年度）に必要と見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費の合計は、28億1,449万円になると見込んでいます。（第7期計画の実績見込は、26億3,371万円）この費用のうち、23%が65歳以上の被保険者が負担することになります。

算定方法は、今後3年間の介護保険給付費と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出します。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と調整交付金見込額の差額と準備基金取崩額と保険者機能強化推進交付金を差し引き、市町村特別給付費等（保健事業費）を加えた額が「保険料収納必要額」となります。

この「保険料収納必要額」を予定保険料収納率と被保険者数で割った値が年額保険料となり、その年間保険料を12で割った値が月額保険料となります。

介護保険料算出表

単位：円

	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険給付費 見込 ①	2,664,572,092	880,338,437	887,904,698	896,328,957
地域支援事業費 見込 ②	149,919,000	49,973,000	49,973,000	49,973,000
合計 ③=①+②	2,814,491,092	930,311,437	937,877,698	946,301,957
第1号被保険者負担分相当額 ④=③×23%	647,332,951	213,971,631	215,711,871	217,649,450
調整交付金相当額 ⑤	139,304,205	46,042,122	46,420,435	46,841,648
調整交付金見込額 ⑥	267,000,000	88,309,000	88,849,000	89,842,000
準備基金取崩額 ⑦	10,000,000			
市町村特別給付費等 ⑧	6,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
保険者機能強化推進交付金 ⑨	8,199,000			
保険料収納必要額 A	507,438,156			
予定保険料収納率 B	98.00%			
A = ④+⑤-⑥-⑦+⑧-⑨				
補正後被保険者数 C	7,826	2,648	2,607	2,571

第8期における第1号被保険者の保険料基準額

保険料年額	$D = A \div B \div C$	66,163円
保険料月額	$E = D \div 12$ か月	5,500円

参考：第9期における第1号被保険者の保険料基準額見込み

保険料年額	72,096円
保険料月額	6,008円

3 各所得段階の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.3 (0.5)	19,800円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 ×0.5 (0.75)	33,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階と第2段階に該当しない方	基準額 ×0.7 (0.75)	46,200円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	59,400円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	66,000円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	79,200円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	85,800円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	99,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.7	112,200円

※ 第1段階から第3段階の区分については、保険料軽減制度適用後の保険料率です。

()内は保険料軽減制度適用前の保険料率

第6章 計画推進のために

1 適切な事業運営

(1) 保険料の適切な賦課・徴収

被保険者の方々に保険料を公平に納付していただくことは、適切な制度運営のために極めて重要です。このため、あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、保険料納付の必要性について理解の促進に努めます。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化事業推進

提供されるサービスがそれぞれの利用者の能力に応じた自立を支援するものとなっているか、また事業者による不正・不適切なサービス提供が行われていないかなどといった観点から、保険給付の適正化のため、「縦覧点検」や「医療情報との突合」「ケアプラン点検」等の適正化事業に取り組みます。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

庁内の関係部署と幅広く連携をとり、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保険・医療・福祉の連携

本計画の目標達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保険・医療・福祉分野との連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取り組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

以上これらを、北海道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図りながら進めます。

(3) 地域関係機関との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化するなかで、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置づけられた保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取り組みも必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、町民が主体的に活動に取り組めるよう、様々な情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉計画の進行管理に関しては、その実施状況の把握や点検を行い、これを「地域包括支援センター運営協議会」に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

(2) 第8期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、「介護保険事業計画審議会」及び「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

《資料》計画策定の経過等

策定経過

期 日	内 容
令和3年2月19日	羽幌町介護保険事業計画審議会の開催
令和3年2月25日	議会(文教厚生常任委員会)へ計画策定(保険料推計等)の方向性について報告。
令和3年3月8日～11日	介護保険条例の一部改正議案の上程・議決(3月定例会)

羽幌町介護保険事業計画審議会委員(敬称略)

《医療》

加 藤 隆 一
米 山 一 夫
福 井 俊 之

《福祉団体》

柳 田 昭 一
佐々木 真実子
中 野 敏 晴

《被保険者・地域代表等》

小 松 貴 覚
小 川 礼 子
後 藤 英 文
浮 田 香 代 子
藤 田 貴 子
万 谷 美 喜 子

第8期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

発行年月:令和3年3月

編集・発行:羽幌町(健康支援課)

〒078-4106

羽幌町南6条3丁目

羽幌町すこやか健康センター

電話番号 0164-62-6020
